

区 分	節電対象機器等	対 策
空 調	空調施設	(直接節電効果があるもの) <ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態に支障がない上での、空調の設定温度29度での運転 ・居室・実験室の個別空調は実験上どうしても必要な場合以外原則停止 ・換気風量の適正化（必要最低限に設定） ・個別空調機の定期的なフィルター清掃
		(間接的に節電効果があるもの) <ul style="list-style-type: none"> ・ブラインドの適切な調整 ・クールビズの徹底
照 明 (サーバー等、共用部分を除く)	執務室	<ul style="list-style-type: none"> ・照明の一部消灯 ・昼休み、不在時、帰宅時の完全消灯の徹底 ・ブラインドの適切な調整 ・日中における窓際の照明の消灯
	会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・必要最低照度を確保した点灯に留める
OA機器及び その他機器	パソコン	<ul style="list-style-type: none"> ・離席中は節電モードに移行するように設定しておく ・長時間使用しない機器はコンセントからプラグを抜く ・帰宅時のメイン電源OFFの徹底
	ディスプレイ	<ul style="list-style-type: none"> ・照度調整等の適正な設定変更 ・長期離席時及び退所時は電源OFF
	プリンター	<ul style="list-style-type: none"> ・稼働台数の削減 ・帰宅時のメイン電源OFF、節電モードの活用
	コピー機	<ul style="list-style-type: none"> ・稼働台数の及びコピー枚数の削減 ・帰宅時のメイン電源OFF、節電モードの活用
	FAX	<ul style="list-style-type: none"> ・節電モードの活用
	PHS	
	電子レンジ、電気ポット、コーヒーメーカー	<ul style="list-style-type: none"> ・電気ポット、コーヒーメーカーの使用の制限及び禁止
主な研究用設備・機器	研究用設備・機器	<ul style="list-style-type: none"> ・人工気象器、インキュベーター等の稼働時間帯の調整及び台数の制限 ・使用していない機器の電源OFF ・低温室の使用室数・使用方法の見直し及び使用停止 ・冷蔵庫等の設定温度の見直し
サーバー等	サーバー等	
	プリンター	
	コピー機	
	FAX	
	PHS	
	サーバー室	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバー室等個別空調機器について適切な温度設定を行う
共用部分	エレベータ	<ul style="list-style-type: none"> ・荷物運搬以外には使用禁止
	自動ドア	<ul style="list-style-type: none"> ・日中は電源を切り、手動にて開閉を行う
	トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・暖房便座の電源OFF
	会議室	
	廊下	<ul style="list-style-type: none"> ・照明の間引き ・人感センサーの設置
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・消灯の要請、省エネタイプ機器の設置要請
	入居売店等	
	外灯	
自家用発電設備	自家用発電設備	
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・デマンド監視装置を活用し、電気使用量の管理を行う ・定時退所日の徹底